

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日

2. 目標と取組内容

目標 ① 技術職の女性労働者を現状の12名から20名以上に増員させる。

<取組内容>

- 2022年4月から
技術系の女性労働者が活躍できる企業であることをPRする。（ホームページに掲載）
- 2022年6月から
大学・高専の学生向け説明会を毎年1回以上実施する。
- 2022年8月から
大学・高専向けにインターンシップ（就業体験）の参加を積極的にアピールする。

目標 ② 女性労働者の平均勤続年数を現在の12.4年から1年以上伸ばす

<取組内容>

- 2022年4月から
育児・介護休業に関する規程を改定し、男女育児休業の取得を推進すると共にホームページに休業給付金の説明をアップし、全社員に周知する。
- 2022年4月から
女性労働者の長期安定雇用の為、より高度な技術資格取得の推進を目指した教育を開始する。
- 2022年7月から
技術資格取得を目指した社内模擬試験を毎年1回実施する。

以上